

福岡県田川児童相談所 第三者評価結果報告書

1 業務日程

業務名	児童相談所第三者評価業務委託
履行場所	福岡県田川児童相談所
業務実施日	・評価説明会 令和4年11月1日(火) ・訪問調査 令和5年2月8日(水)9日(木) ・結果報告会 令和5年3月22日(水)

2 評価日程・訪問調査：2日間

1日目 2月8日(水) 9:00~17:00	
9:00~9:10	当日の流れの確認
9:30~12:00	援助方針会議に参加
12:00~13:00	休憩
13:00~15:30	相談課1、2課長、里親施設課長聴き取り
15:30~17:00	事例①②③についての聞き取り 各30分
2日目 2月9日(木) 9:00~17:00	
9:00~11:30	相談課1、2課長、里親施設課長聴き取り
11:30~12:00	まとめ
12:00~13:00	休憩
13:00~14:00	職員の聴き取り 児童福祉司2名(同時) 経験の浅い職員 30分 児童福祉司1名 児童心理司 1名(同時) ベテラン 30分
14:00~16:00	補足聴き取り 所長・副所長 相談課1、2課長、里親施設課長聴き取り
16:00~17:00	まとめ

事例1 「今年度、継続指導している在宅の虐待ケース」

事例2 「2年以上施設入所しているケース」

事例3 「市町村へ見守りを移管している虐待ケース」

3 自己評価実施数

職種等	提出数	内 訳
管理職	5	所長、副所長、里親・施設課長、相談1課長、相談2課長
児童福祉司	25	係長、事務主査、主任主事、主事
児童心理司	11	係長、事務主査、主任主事、主事
その他	4	弁護士 保健師 警察官
庶務	3	係長、主任主事、主事、
計	48	

4 アンケート

回答者	予定数	回答数
子ども（小4以上）	・施設 80名 ・里親 19名	74名
関係機関	・市町村 13カ所	3市町村
施設・里親	・施設 22カ所 ・里親 18（うち委託13）	16施設 5里親

5 管内状況

管轄区域 4市8町1村	直方市 飯塚市 田川市 嘉麻市 小竹町 桂川町 香春町 添田町 糸田町 川崎町 大任町 赤村 福智町
----------------	--

6 評価項目 児童相談所における第三者評価 ガイドライン 7部門 65項目

第I部 児童相談所の組織	8項目
第II部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先	4項目
第III部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	20項目
第IV部 社会的養護を必要とする子どもへの支援	14項目
第V部 社会的養育の推進	5項目
第VI部 家族とのかかわり・家族への支援	5項目
第VII部 市区町村や関係機関との連携	9項目

7 判断基準

- ・判断基準の評価は○、△、×で評価します。
- ・各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価を行います。

評価ランク	評価基準
S	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取組みとなることを期待する状態

総評

<評価の高い点>

1 職員への支援体制

児童福祉司は、経験年数3年未満の職員が半数以上を占めている。このため、新人職員の隣席にベテラン職員を配置して支援するなど、経験知を活かした支援体制を整えている。また、児童相談所全体のチームワークもよい。

2 受理会議、援助方針会議の効率化

会議は全員参加となっており、全員がパソコンを持参することでペーパーレスとしている。また、全職員が参加することにより、業務の標準化やケースワークを学ぶ場となっている。

3 里親、施設への支援の充実

令和2年度から里親・施設課を設置し、措置後の子どもの支援を行っている。その後は、定期および必要に応じ施設、里親を訪問し意見交換や助言を行うことにより、子どもの支援の充実につながっている。

<今後期待する点>

1 市町村との連携

市町村とは、市町村の各種会議等へ参加し協働して子どもの安全・安心に努めている。しかし、市町村により対応に差があり、今後、役割分担等を含めた連携強化に期待する。

2 子どものアドボカシーへの取り組み

子どもの権利については、子どもの権利ノートを用いて説明している。子どものアドボカシーについては、令和5年度に一時保護所での試行をへて、令和6年度から実施する予定である。今後の取り組みに期待する。

3 マニュアルの整備充実

福岡県児童相談所児童相談マニュアルが作成されている。しかし、マニュアルが整備されていないものもある。今後、第三者評価が必要としているマニュアルの検討を行い、必要なマニュアルの作成に期待する。

結果

第I部 児童相談所の組織

○組織体制

評価

【NO.1】児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
【NO.2】組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	B
【NO.3】職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B

○職員の資質向上・業務改善

【NO.4】児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
【NO.5】児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B

○情報管理に関する項目

【NO.6】情報の取り扱いが適切に行われているか	A
--------------------------	---

【NO.7】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
------------------------------------	---

○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について

【NO.8】 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	A
---	---

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

【NO.9】 子どもへの向き合い方は適切であるか	B
--------------------------	---

【NO.10】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	B
--	---

【NO.11】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	B
---	---

【NO.12】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	B
---------------------------------	---

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応

【NO.13】 相談・通告の受付体制が確保されているか	A
-----------------------------	---

【NO.14】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
---	---

○受理

【NO.15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
---------------------------------------	---

【NO.16】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A
--------------------------------------	---

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○子どもの安全確認・安全確保

【NO.17】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
--	---

【NO.18】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
--	---

【NO.19】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	A
--	---

○調査・アセスメント

【NO.20】 アセスメントに必要な調査が行えているか	A
-----------------------------	---

【NO.21】 アセスメントが適切に行われているか	B
---------------------------	---

【NO.22】特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	B
--	---

【NO.23】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	B
---	---

○援助方針の策定

【NO.24】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	B
----------------------------------	---

【NO.25】 援助方針の内容は適切か	A
---------------------	---

【NO.26】 市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市町村への説明や意見反映等を行っているか	B
--	---

○在宅指導

【NO.27】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A
------------------------------------	---

○進行管理・援助方針等の見直し

【NO.28】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	B
--	---

【NO.29】 指導や措置を行っているケースについて、市町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
--	---

○管轄する児童相談所の変更

【NO.30】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
-----------------------------------	---

【NO.31】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
--	---

【NO.32】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
---	---

第Ⅳ部 社会的養護を必要とする子どもへの支援

○援助方針の策定に関する調整

【NO.33】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
【NO.34】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
【NO.35】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A

○社会的養護時における援助

【NO.36】 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	S
【NO.37】 援助方針の見直しが適切に行われているか	A
【NO.38】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	A
【NO.39】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	
【NO.40】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応しているか	B

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

【NO.41】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
【NO.42】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
【NO.43】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
【NO.44】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A

○児童自立生活援助等

【NO.45】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
【NO.46】 18歳以上の者に対しても、必要な支援等を行っているか	A

第V部 社会的養育の推進

○里親相談への対応・家庭養護の推進

【NO.47】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
--	---

○里親相談への対応・家庭養護の推進

【NO.48】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	A
-----------------------------------	---

○里親相談への対応・家庭養護の推進

【NO.49】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
【NO.50】 養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っている	

○里親相談への対応・家庭養護の推進

【NO.51】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要支援を行っているか	
--	--

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

【NO.52】 保護者への向き合い方は適切であるか	A
---------------------------	---

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

【NO.53】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っている	A
【NO.54】 保護者の理解・同意を得られるよう努めている	B

○保護者に対する指導・支援

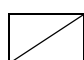
【NO.55】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われている	B
【NO.56】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っている	B

第VII部 市町村や関係機関との連携

○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

【NO.57】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
------------------------------------	---

【NO.58】 児童相談所と市町村との連携強化を図るための取り組みをしているか ○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援	B
【NO.59】 市町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
【NO.60】 市町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか ○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援	A
【NO.61】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
【NO.62】 市町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか ○都道府県児童福祉審議会との連携	A
【NO.63】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いている	/
【NO.64】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか ○家庭、地域に対する援助に関する事項	
【NO.65】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A

 事例がないために評価の対象外。

評価結果

第Ⅰ部 児童相談所の組織		評価
【評価項目1】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか		B
1 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している		B
<input type="checkbox"/> 当該児童相談所の現状・課題を把握できている		○
<input type="checkbox"/> 現状・課題に応じた体制が構築されている「市区町村援助機能」「相談機能」「一時保護機能」「措置機能」が適切に機能している		△
2 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職身体制が確保されている		A
<input type="checkbox"/> 国が示す児童福祉司の配置標準を満たしているか、満たしていない場合、配置に向けて計画しているか		○
<input type="checkbox"/> 職員一人あたりの担当ケース数が過剰ではないか		○
<input type="checkbox"/> 地理的状況、交通事情、一時保護所までの距離等の地域の実情を踏まえた配置が行われている		○
3 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている		A
<input type="checkbox"/> 医師・弁護士が配置され、活用している		○
<input type="checkbox"/> 常勤配置でない場合、実際のケースにおいて迅速かつ柔軟に協力を得られているか		○
4 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている		A
<input type="checkbox"/> 緊急保護や通告・相談が発生した場合に、児童相談所の職員が対応している		○
<input type="checkbox"/> 一時保護所の当直職員や休暇中の職員に頼っていないか		○
<input type="checkbox"/> 児童相談所の職員が対応していない場合、職員への連絡やその後の対応が迅速に行えているか		○
【コメント】 児童相談所管内は、社会的養護を必要とする子どもも多く、保護者への支援等のウェイトが大きい。現在、職員の増員が図られ一人あたりの担当ケースはかなり減ってきているが、経験の浅い職員も多く、担当者によりケース数に差がある。弁護士は常勤で配置され法的なアドバイスを得ている。夜間、休日の緊急は係長級以上の職員のうち2人が日替わりで携帯を所持し対応している。市町村により対応に差があり、今後、役割分担等を含めた児童相談所と市町村の体制の構築に期待する。		

第 I 部 児童相談所の組織 ○組織体制

		評価
【評価項目2】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか		B
1 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている		B
<input type="checkbox"/> 児童相談所運営マニュアルが策定されている		○
<input type="checkbox"/> マニュアルは実態に応じたものとなっている（使われているか）		○
<input type="checkbox"/> マニュアルの研修が行われている		×
2 組織的な判断や対応が行われている		A
<input type="checkbox"/> 支援方針や支援経過について複数の職員で確認する仕組みがあるか		○
<input type="checkbox"/> 個人の意見等により判断や対応が変わることはないか		○
3 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている		A
<input type="checkbox"/> 1～3年目程度の職員に単独で行動させていない		○
<input type="checkbox"/> 経験の少ない職員への支援体制はある		○
4 職員間での情報共有が図られている		A
<input type="checkbox"/> 上司への「報連相」の基準があるか		○
<input type="checkbox"/> 担当者不在時には、ブロック内職員や上司等の他の職員が対応できるか		○
<input type="checkbox"/> 担当者のみで情報を握ってしまっていないか		○
<input type="checkbox"/> 担当者変更時に、情報共有や支援の中断が発生していないか		○
【コメント】		
<p>児童相談所のマニュアルは、改訂ワーキングチームを編成し、福岡児童相談所が主となり、各児童相談所が分担してマニュアルの見直しをしている。マニュアルの研修は行われていない。緊急受理会議及び定期の受理・援助方針会議を開催し組織的な判断をしている。経験の少ない職員には、相談課では経験年数3～5年目の職員が隣席し支援が行われる。</p> <p>職員間での情報共有は面接を行った際など、随時、情報共有を図り受理会議で経過報告をしている。</p>		

		評価
【評価項目3】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか		B
1 適正な就業状況が確保されている		A
<input type="checkbox"/> 職員の時間外勤務時間が過剰になっていない		○
<input type="checkbox"/> 年次休暇を取得できている		○
2 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている		A
<input type="checkbox"/> メンタルヘルスやハラスメントに関する取り組みが行われている		○
<input type="checkbox"/> 職員が相談しやすい組織、人間関係であるか		○
3 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている		B
<input type="checkbox"/> 庁舎（閉庁時等）の防犯上のシステムは管理されている		○
<input type="checkbox"/> 不審者等の侵入があった場合の対処方法が明確になっている		△
<input type="checkbox"/> 災害時における職員の安全確保やBCP（事業継続計画）が策定されている		○
【コメント】		
<p>職員の過剰な時間外勤務はなく年次休暇も取得できている。ストレスチェックを年2回実施し、ハラスメントの研修を実施している。防犯システムはあるが、不審者侵入時のマニュアルはない。</p>		

		評価
【評価項目4】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか		A
1. 業務改善を行う仕組みがある		A
<input type="checkbox"/> 管内や他の自治体等の重大事件等について検証等を行っているか		○
<input type="checkbox"/> 業務改善の取り組みを行う担当者または部署が決まっているか		○
<input type="checkbox"/> 職員が気軽に改善を提案できるための工夫・仕組みがあるか		○
2. 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている		A
<input type="checkbox"/> 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている		○
<input type="checkbox"/> 業務改善が行われている		○
3 設置自治体による監査等が定期的に行われている		A
<input type="checkbox"/> 設置自治体による監査等が行われている 指摘事項など？		○
<input type="checkbox"/> 監査等で指摘・助言を受けた事項について、改善結果等を確認する仕組みがある		○
<input type="checkbox"/> 第三者評価を受審している		○
<input type="checkbox"/> 自己評価を行っている		○
【コメント】 重大事例等検証部会による検証が行われる。児童相談所アニュアルは、児童相談所で分担して見直しをしている。県による監査は実施されている。今年度は第三者評価を受審し自己評価を行った。業務改善については、福岡県の取り組みとして若手職員による提案が行われている。		

第 I 部 児童相談所の組織 ○職員の資質向上・業務改善

		評価
【評価項目5】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか		B
1 児童福祉司等の職員に必要な研修や育成が行われている		A
<input type="checkbox"/> 職種・役割に応じた必要な研修が受講されている		○
<input type="checkbox"/> 所内の状況・課題に応じた研修テーマの設定を行っているか		○
<input type="checkbox"/> 職員の研修受講について、組織としての積極的な意識・姿勢がみられるか		○
<input type="checkbox"/> 研修受講が各々の職員任せになっていないか		○
2. ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる		A
<input type="checkbox"/> ケースの検討・支援において、職員育成を意識した対応が行われているか		○
3 職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある		B
<input type="checkbox"/> 専門性のレベルや課題を客観的に把握する仕組みがある		×
<input type="checkbox"/> 担当 SV で抱えず、組織としての育成につなげられている		○
<input type="checkbox"/> 本人が自身の専門性のレベルや目標を確認する機会がある		×
4 児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている		A
<input type="checkbox"/> 児童福祉司の専門性を確保するための採用・異動の仕組みがある		○
【コメント】 研修は、県及び福岡児童相談所が実施しており、所内での研修は行われていない。受理、援助方針会議は全職員が参加することにより、職員の育成の場としている。職員の専門性のレベルや課題を把握する仕組みはない。児童福祉司の専門性を確保するために専門職採用を行っている。		

第 I 部 児童相談所の組織 ○情報管理に関する項目		評価
【評価項目6】情報の取り扱いが適切に行われているか		A
1. 情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている		A
<input type="checkbox"/> 関係者や関係機関からの情報収集にあたり、子供や保護者の同意を得ている		○
<input type="checkbox"/> 情報収集にあたり子供や保護者の同意を得られていないケースについて、情報収集を行う理由は妥当である		○
<input type="checkbox"/> 通告者や関係機関等からの情報収集にあたり、どのような点に留意している		○
<input type="checkbox"/> 関係機関等への情報提供について、どのような点に留意している		○
<input type="checkbox"/> 警察等からの電話での照会等にあたり、文書による回答としている		○
<input type="checkbox"/> 職員に対し、情報の適切な取り扱いに関してどのような研修を行っている		○
2. 個人情報の保護・管理が適切に行われている		A
<input type="checkbox"/> 児童相談所内において、個人情報等が記載された書類が適切に管理されているか		○
<input type="checkbox"/> 書類が机上に放置されていないか（離席時にはファイルを閉じるなどの対応ができていないか）		○
<input type="checkbox"/> 来所者の目に留まる場所に個人情報がないか（ホワイトボード、掲示物等）		○
【コメント】		
<p>通告者や関係機関等からの情報収集にあたっては、秘匿性に十分に配慮している。警察からの問い合わせについては、調査事項照会書の提出により文書で回答している。個人情報についての研修は県の職場全体で行われている。個人情報が含まれる書類を回覧するときには、所定のシートを上重ねて他の書類との差別化をして取り扱いを徹底している。</p>		

第 I 部 児童相談所の組織 ○情報管理に関する事項		評価
【評価項目7】児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか		A
1 児童記録票の作成形態や管理方法は適切である		A
<input type="checkbox"/> 児童記録票は、受理した子どもごとに作成されている（世帯ごとになっていない）		○
<input type="checkbox"/> 記録等の持ち出しについて、所内のルールが定められている		○
<input type="checkbox"/> 担当者不在時も、必要に応じて確認できる管理方法となっている		○
<input type="checkbox"/> 児童記録は、鍵のかかる書庫に入れるなどにより管理され、電子データは外部から閲覧できないようになっている		○
<input type="checkbox"/> 電子データについては、外部から閲覧されることのないようネットワーク環境が整備されているか		○
2 児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている		A
<input type="checkbox"/> 児童記録票に必要な記録がすべて記載されている		○
<input type="checkbox"/> 児童記録票で、受理からの援助過程が確認できるようすべてが記載されている		○
<input type="checkbox"/> 所内や関係機関と共有できるよう、簡潔でわかりやすい表現となっている		○
3. 児童記録票について、所内での決裁を得ている		A
<input type="checkbox"/> 所内での決裁ルートに基づき決裁されている		○
4 児童記録票について、所内での決裁を得ている		A
<input type="checkbox"/> 児童記録票の保管年数の規定がある		○
【コメント】		
<p>児童記録票は、受理した子どもごとに作成されている。記録は鍵のかかる書庫に担当者の保管場所が指</p>		

定されている。個人情報を持ち出す際には、管理簿に記入するようになっている。児童記録票には、必要な情報の項目が記載されている。児童記録票の保管年数は文書管理規程により決められている。

第Ⅰ部 児童相談所の組織 ○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について

【評価項目8】 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか

評価

A

1 児童虐待や児童相談所に対する地域の理解促進のための取り組みを行っている

A

地域の理解促進を目的とした広報・啓発活動・研修会等を行っている

○

全国的に通告数等が増加している中で、通告数等は増えている

○

【コメント】

県では、児童虐待防止の推進と体罰によらない子育ての啓発のため、令和4年12月に福岡県児童虐待防止ホームページ「KOMORI」を開設。広報・啓発活動として虐待防止講演会や啓発活動を行っている。

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価

【評価項目9】 子どもへの向き合い方は適切であるか

B

1 子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている

A

子どもとの面接にあたって、子どもの言葉を丁寧に聴き取っている

○

子どもの恐怖、孤立、疎外、不安感に寄り添い、自分に味方がいることを実感できるよう工夫している

○

子供が、自分に味方がいることを実感できるよう、工夫をし、努力をしているか

○

子供と共に悩み、考え、共に歩む姿勢を維持しているか

○

2 子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている

B

子どもとの面接で配慮すべきポイントや工夫がされている

○

子どもが児童相談所に何を期待しているか、を十分に把握している

△

全職員が同じレベルで対応できるよう、組織的な取り組みをしている

△

【コメント】

子どもの面接にあたっては、子どもの心情を理解し丁寧に聴くよう努めている。また、児童福祉司任用後研修で子どもの面接の技法等を学んでいる。子どもが児童相談所に期待することについては、把握できない場合もある。

評価

【評価項目10】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか

B

1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している

A

子どもの権利ノートが策定されている

○

ノートだけでなく、説明の仕方や対応等における工夫・配慮がみられるか

○

2 子どものアドボカシーを守るための支援を行っている

B

職員が「アドボカシー」（意見形成支援、意見表明支援）について理解している

△

アドボカシーを意識した具体的な対応が行われているか

×

3. 子供が児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている		C
<input type="checkbox"/>	児童相談所の職員以外の具体的なアドボカシーの仕組みを把握しているか	×
<input type="checkbox"/>	児童相談所の職員以外のアドボカシーが利用できるよう説明や利用支援を行っているか	×
【コメント】 子どもの権利については、子どもの権利ノートを用いて説明している。子どものアドボカシーについては、令和5年度に一時保護所での試行をへて、令和6年度から実施する予定である。今後の取り組みに期待する。		

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価

【評価項目11】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか

B

1 子供に対して必要な説明を適切に行っている		B
<input type="checkbox"/>	子供に対し、児童相談所の役割等を説明している	○
<input type="checkbox"/>	子供に対し、児童相談所のアセスメントや判断、援助方針について説明しているか	○
<input type="checkbox"/>	援助方針の理由、援助の見通しについても説明しているか	○
<input type="checkbox"/>	支援者（里親・施設を含む）や委託・措置後の生活等に関する説明を行っているか	○
<input type="checkbox"/>	行政不服審査請求及び不服申し立ての方法についても説明しているか	×
2. 子供に対する説明は、わかりやすいよう工夫している		A
<input type="checkbox"/>	子供に対してどのように説明している	○
<input type="checkbox"/>	子供に対して、発達や特性に応じて工夫して説明している	○
3. 援助方針決定前及び援助過程において、子供からの意向や意見を聴いている		A
<input type="checkbox"/>	子供に対してどのように意見を聴いているか	○
<input type="checkbox"/>	聴取した意見がわかる記録があるか	○
4. 援助過程において、子の意向や意見を聴いている		A
<input type="checkbox"/>	形式的な面接になっていないか	○
<input type="checkbox"/>	子供が意向や意見を話やすくするための配慮を、意識して行っているか	○
【コメント】 子どもに対して児童相談所の役割等について説明をしている。その際には、今後の見通しなども出来る限り伝えている。行政不服審査請求及び不服申し立てについては、保護者には説明を行うが子どもには説明していない。子どもの意見や要望は、出来るだけ丁寧に聴いている。		

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価

【評価項目12】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか

B

1 必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている		A
<input type="checkbox"/>	理解・同意を得るために工夫している	○
<input type="checkbox"/>	理解・同意を得ることが難しい場合に、どのような対応をしているか	○
<input type="checkbox"/>	理解・同意を得ることを軽視していないか（説得になっていないか）	○
2 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している		A
<input type="checkbox"/>	子ども等の意向や意見を把握するプロセスが設けられている	○
<input type="checkbox"/>	援助方針の中で、子供の意向や意見等が確認できるか	○

<input type="checkbox"/> 子供の意向だけで判断していないか	○
<input type="checkbox"/> 子供の最善の利益を優先する判断をしているか	○
<input type="checkbox"/> 子供の将来を見据えた最善の利益を考慮しているか	○
<input type="checkbox"/> 反映できない意向や意見があった場合に子供に対する説明等が行われているか	○
3. 子供の意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	B
<input type="checkbox"/> 援助過程においても子供説明や理解を得るための対応が行われている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合に、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	×
【コメント】 必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている。子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合に、現在は児童福祉審議会の意見聴取を行っていないが、令和5年度から子どもアドボカシーの取組の検討を予定している。	

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○通告・相談対応

【評価項目13】 相談・通告の受付体制が確保されているか

		評価
1 適切な相談受付の体制が確保されている		A
<input type="checkbox"/> 相談受付の体制やルールが決まっている		○
<input type="checkbox"/> 相談内容に応じ、必要な専門職等が対応するよう柔軟な対応が行われている		○
<input type="checkbox"/> 来所以外の相談方法の選択肢はあるか（電話、家庭訪問、市役所等での面接など）		○
2. 障害者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置が行われている		A
<input type="checkbox"/> 外国語や手話を必要とする場合に適切どのような対応を行っているか		○
<input type="checkbox"/> 所内の職員配置や研修などによる工夫をしているか		○
<input type="checkbox"/> 通訳の派遣など、迅速に協力を得られるようにしているか		○
<input type="checkbox"/> 車いすの利用者からの相談にも対応できるような工夫をしているか（相談室の場所、所内での対応が難しい場合の訪問など）		○
3. 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子供の安全を優先した対応を行っている		A
<input type="checkbox"/> 相談者や通告者からの情報収集において、どのようなことに配慮しているか		○
<input type="checkbox"/> 相談者や通告者に対し、相談や通告をしたことを後悔させるような対応をしていないか		○
<input type="checkbox"/> 情報源に留意し、関係機関等に確認するなど、情報の正確性に留意した対応が行われているか		○
<input type="checkbox"/> 住民や関係機関からの電話は全て受け付けている		○
<input type="checkbox"/> 児童家庭支援センターに移管や逆送致をする際には正規の手續に則って行っている		○
<input type="checkbox"/> 18歳以上の相談を機械的に断っていない		○
【コメント】 相談受付の体制やルールはマニュアルに沿って行われる。障害者（児）や日本語が十分でない相談者には必要に応じて対応を行っている。相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている。18歳以上の相談については必要に応じて対応している。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○通告・相談対応

【評価項目14】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか

		評価
		A

1 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている		A
<input type="checkbox"/>	相談受付票や通告受理票に必要な情報が記載されている	○
<input type="checkbox"/>	収集が必要な情報の項目がわかるようになっている	○
<input type="checkbox"/>	不足していると思われる情報がある場合、その理由は適切なものか（確認すべき事項の認識不足や多忙による情報収集不足などによるものではないか）	○
2 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている		A
<input type="checkbox"/>	相談者や通告者からの情報収集において、どのようなことに配慮している	○
<input type="checkbox"/>	相談者や通告者に対し、相談や通告をしたことを後悔させるような対応をしていないか	○
<input type="checkbox"/>	情報源に留意し、関係機関等に確認するなど、情報の正確性に留意した対応が行われている	○
3 子どもの所属機関や、関係機関等からの情報収集を行っている		A
<input type="checkbox"/>	子どもの所属機関や関係機関等から、どのように情報収集を行っているか	○
<input type="checkbox"/>	収集が必要な情報の項目がわかるようになっているか	○
<input type="checkbox"/>	不足していると思われる情報がある場合、その理由は適切なものか（確認すべき事項の認識不足や多忙による情報収集不足などによるものではないか）	○
【コメント】		
相談者や通告者から必要な情報を収集している。情報収集については、相談者や通告者への配慮や子どもの安全・安心を最優先にしている。子どもの所属や関係機関とは、日頃から連携を図っており、リスクアセスメントシートを使用し、情報収集を行っている。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○受理

評価

【評価項目15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか

A

1 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている		A
<input type="checkbox"/>	受理会議が定例で開催されているか	○
<input type="checkbox"/>	開催頻度は適切か	○
<input type="checkbox"/>	緊急受理会議の開催判断、手順が明確になっている	○
<input type="checkbox"/>	参加すべき職員が参加できるよう工夫されている	○
<input type="checkbox"/>	発言者の偏りはない	○
2 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている		S
<input type="checkbox"/>	受理会議は全てのケースが検討されている	○
<input type="checkbox"/>	検討・判断するための進め方や資料等の工夫が行われているか	○
<input type="checkbox"/>	検討すべき全てのケースを漏れなく検討・判断するための進め方や資料等の工夫が行われているか	○
3 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている		A
<input type="checkbox"/>	会議時間に対する検討ケース数が多すぎないか	○
<input type="checkbox"/>	予定時間内に終わらない場合にどのような対応を行っているか	○
<input type="checkbox"/>	時間ありきではなく、必要な事項を確実に協議するための方法がとられているか	○
4 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている		A
<input type="checkbox"/>	安全確認の必要性及び方法についてどのように判断しているか	○
<input type="checkbox"/>	安全確認の必要性及び方法を判断するための基準等（リスクアセスメントツール等）が明確になっているか	○
<input type="checkbox"/>	通告された子ども以外のきょうだいへの虐待についての可能性も考慮しているか	○
<input type="checkbox"/>	安全確認を行う場合の方法や担当の決定の仕方、視点に問題はないか	○

<input type="checkbox"/> 安全確認が不要と判断したケースの視点に問題はないか	○
5 受理会議の内容について適切に記録が保存されている	A
<input type="checkbox"/> 受理会議録は協議内容がわかるものとなっている	○
<input type="checkbox"/> 所長の決裁印があるか	○
【コメント】 毎週水曜日の午前中に全職員が参加し受理会議が開催される。その場で検討が難しいケースや予定時間内に出来ない場合は、別の時間を設定している。安全確認等を判断するために受付表やリスクアセスメントシートを用いている。通告を受けた子どものきょうだいについても別途記録を作成し、虐待等の点検を行っている。受理会議の記録は決裁を受けている。 受理会議は、ペーパーレスにて職員がパソコンを持参し効率的なものとなっている。また、全職員が参加することにより業務の標準化やケースを学ぶ場となっている。	

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○受理

評価

【16】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか

A

1 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている

A

- 受理したケースについて、必要な手続きや手順が明確になっているか
 (棄児・迷子、警察からの身柄を伴う通告・送致があった場合等)

○

【コメント】

受理したケースは、運営マニュアルに沿って受付され受理会議で方針が決められる。

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○子どもの安全確認・安全確保

評価

【評価項目17】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか

A

1 通告受理後、速やかに安全確認が行われている

A

- 安全確認のためのマニュアルが策定されている
- 所内で独自に設定している時間はあるか (国の基準は48時間)
- 48時間を超えたケースはどのようなケースか
- 設定時間内に確認できるようにするためにどのような工夫を行っているか

○

○

○

○

2 目視等による安全確認が実施されている

A

- 目視による安全確認をどのように行っているか

○

3 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている

A

- 安全確認ができない場合の対応について、速やかに児童相談所として組織判断ができる手順が明確になっているか
- 警察等関係機関と速やかに連携するよう手順が明確になっているか
- 立入調査や警察への援助要請などの必要な措置がとられているか

○

○

○

4 安全確認が、適切な体制で実施されている

A

- 複数職員で対応している
- 適切な対応ができるよう、チーム体制が組んでいる
- 市区町村の職員、警察、弁護士などの協力が得られている

○

○

○

5 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている

A

<input type="checkbox"/> 安全確認を依頼する場合には、どのように依頼しているか	○
<input type="checkbox"/> 依頼先には、必要な情報提供、調査内容の具体的な依頼、助言等を行っている	○
<input type="checkbox"/> 調査結果は、48 時間以内の確認が確実にできるタイミングで行っている	○
6 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	A
<input type="checkbox"/> 拒否的な保護者に対する対応はどのように行っているか	○
<input type="checkbox"/> 拒否的な保護者への対応手法について明確になっているか	○
<input type="checkbox"/> 必要に応じ、法に基づく対応が行われているか	○
【コメント】 虐待の通告は、48 時間以内に確認することとしている。安全確認を行うため所内の警察官や弁護士が対応するほか、必要に応じて市町村の職員と協力して確認を行っている。拒否的な保護者に対しては法に基づき対応を行う。また、乳幼児健診を受けていない子どもや、安全の確認ができない子どもの安全を確認するため「福岡ルール」を設け市町村と児童相談所が協働している。	

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○子どもの安全確認・安全確保

評価

【評価項目18】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか

A

1 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	A
<input type="checkbox"/> 一時保護の必要性の判断をどのように行っているか	○
<input type="checkbox"/> 一時保護の必要性を判断するための基準等（リスクアセスメントツール等）が明確になっているか	○
<input type="checkbox"/> 子どもの一時保護に対する希望、意見を尊重している	○
<input type="checkbox"/> 子どもが一時保護を希望しているにもかかわらず、場所がない、職員が不足しているなどの理由で、一時保護を行わなかったケースはないか	○
<input type="checkbox"/> 判断までに必要以上の時間を要していないか（迅速に判断するための体制・手順が工夫されているか）	○
【コメント】 一時保護の要否を判断する際には、緊急受理会議にてリスクアセスメントツールを用いて確認し、それに基づき一時保護の要否を判断している。	

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○子どもの安全確認・安全確保

評価

【評価項目19】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか

A

1 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている	A
<input type="checkbox"/> 通告受理票や初期調査等の記録は、安全確認・安全確保の必要性及び方法の妥当性を示すものになっているか	○
【コメント】 安全確認・安全確保は受理会議にて判断され、記録は決裁を受けている。その後、児童記録票及びフェイスシートを作成し相談システムに入力する。	

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○調査・アセスメント

評価

【評価項目20】 アセスメントに必要な調査が行えているか

A

1 調査により必要な情報が適切に把握できている	A
--------------------------------	----------

<input type="checkbox"/> 調査記録等は、子どもや家族の状況等がわかるものとなっているか	○
<input type="checkbox"/> 把握すべき情報がわかるようなツール等があるか	○
2 適切な調査が行える体制・方法をとっている	A
<input type="checkbox"/> 複数の視点で確認できるような体制・方法となっている（所内・関係機関）	○
【コメント】 「子どもの安全確認チェックリスト」及び「緊急度アセスメントシート」等を使用し、情報に不足がないようにしている。受理会議、援助方針会議にて調査の確認や弁護士、警察官、保健師、心理司・医師など必要に応じて意見も聞かれている。	

	評価
【評価項目21】 アセスメントが適切に行われているか	B
1 多角的・重層的な診断を行っている	B
<input type="checkbox"/> アセスメントに多様な専門職がかかわっているか	○
<input type="checkbox"/> アセスメントに市区町村や関係機関等のアセスメントが考慮されているか	△
<input type="checkbox"/> 子ども等の状況に応じ、医師等の専門職や関係機関の意見がアセスメントに反映されているか	○
<input type="checkbox"/> アセスメントツールは、多角的・重層的に診断するための視点が盛り込まれているか	○
2 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている	A
<input type="checkbox"/> アセスメントに要した事実経過や関係機関等への調査情報は記録等から確認できるか（アセスメントで唐突に出てくる情報等はないか）	○
3 きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	A
<input type="checkbox"/> 家族全体に関するアセスメントについてもアセスメントシートに記載されているか	○
<input type="checkbox"/> 家族の状況に不明な点や曖昧な点はないか	○
<input type="checkbox"/> 関係機関からの情報収集等を含め、家族の状況を把握するための工夫等が行われているか	○
<input type="checkbox"/> 子どもへの支援と家族への支援を混同していないか	○
4 アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	B
<input type="checkbox"/> 市区町村や関係機関とアセスメントシートが共有されているか	○
<input type="checkbox"/> 共有しているアセスメントシートはどのように活用しているか	○
<input type="checkbox"/> 市区町村や関係機関と情報や認識の齟齬をなくすための取り組みを行っているか	△
5 アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	A
<input type="checkbox"/> 児童記録票は、アセスメントの結果が確認できるものとなっているか（情報の過不足はないか）	○
【コメント】 アセスメントは「子どもの安全確認チェックリスト」及び「緊急度アセスメントシート」等を用いて、各専門職等の意見を聞いている。今年度から非常勤嘱託医（精神科医）を配置している。アセスメントは市町村と共有することは少ない。きょうだいケースについても別途記録を作成し、虐待についての点検を行っている。 市町村要対協には県が作成した「緊急度アセスメントシート」の書式があるが、市町村により対応は異なる。	

【評価項目22】特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか		B
1	特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	B
	<input type="checkbox"/> 特定妊婦に関するアセスメントの視点が盛り込まれたアセスメントシートがある	×
	<input type="checkbox"/> 要対協、市区町村保健センター、保健所、医療機関等との協議・調整・役割分担が行われている	○
	<input type="checkbox"/> 出産後の対応も見据えたアセスメントが行われている	○
	<input type="checkbox"/> 各々の機関の役割分担が明確になっているか	○
2	転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	A
	<input type="checkbox"/> 転居ケースに関するアセスメントの視点が盛り込まれたアセスメントシートがある	○
	<input type="checkbox"/> 移管先（移管元）や要対協との協議・調整・役割分担が行われている（転居先が確認できている）	○
	<input type="checkbox"/> 転居後の対応も見据えたアセスメントが行われている	○
3	転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	A
	<input type="checkbox"/> 市区町村と情報共有・連携し、速やかに調査を実施している	○
	<input type="checkbox"/> 全国児童相談所長会作成の「C A 情報」を活用し全国の児童相談所に照会を行っている	○
4	居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	A
	<input type="checkbox"/> 居住実態が把握できない家庭についての調査、関係機関との連携等について手順等がある	○
	<input type="checkbox"/> 市区町村（保健センターや教育委員会等）からの相談を受け、要対協と連携し、速やかに調査を実施している	○
	<input type="checkbox"/> 必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭について、臨検・捜索を含め安全確認・安全確保のための対応を実施している	○
	<input type="checkbox"/> 上記の安全確認ができない場合、警察に行方不明届を提出している	○
【コメント】		
<p>特定妊婦に関するアセスメントシートはないが、個々の事例に応じて市町村と連携して対応している。転居ケースについては、全国児童相談所長会の申し合わせ事項（ケース移管ルール）に基づき対応している。</p> <p>居住実態が把握できない子どもについては、市町村と連携し調査を行い必要に応じて安全確認・安全確保のための対応を行う。</p>		

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○ 援助方針の策定

		評価
【評価項目23】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか		B
1	援助方針会議が適切な頻度で開催されている	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議が定例で開催されている	○
	<input type="checkbox"/> 参加すべき職員が参加できるよう工夫されている	○
2	総合診断をふまえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	B
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議に、子ども等の状況に応じ、必要な専門職の参加や専門的知見からの確認を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 事案により、市区町村に対して援助方針会議への参加を依頼している	×
3	援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	S
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議で全ての事例の検討が行われている	○
	<input type="checkbox"/> 予定時間内に終わらない場合にも時間延長をするなどして全ての事例を検討している	○
4	援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議録は、会議の協議内容・結果・理由がわかるものとなっている	○

【コメント】

援助方針会議は毎週水曜日の午前中全職員が参加し行われる。援助方針会議に市町村の参加はないが、必要に応じて情報の収集やケースの協議を行っている。全ての事例の検討を行うために時間延長や個別の協議をしている。援助方針会議録は決裁を受けている。援助方針会議は、受理会議同様、ペーパーレスで行われ、ケースを学ぶ場ともなっている。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○援助方針の策定

評価

【評価項目24】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか

B

1	子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	A
	<input type="checkbox"/> 子どもの将来を見据え、子どもの最善の利益を確認したもとなっている	○
	<input type="checkbox"/> 家庭支援による在宅を基本として検討している	○
	<input type="checkbox"/> 在宅が難しい場合でも、親族による養育や特別養子縁組の可能性を優先的に検討している	○
2	援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針の中で、保護者等の相談内容や意見等を確認できる	○
	<input type="checkbox"/> 反映できない意向や意見があった場合に保護者等に対する説明等が行われている	○
3	一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針の中で、関係機関の相談内容や意見等を確認できる	○
	<input type="checkbox"/> 関係機関に対する説明等が行われている	○
4	市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	B
	<input type="checkbox"/> 委託または送致を行うかを判断するための基準等（アセスメントツール等）が明確になっている	△
	<input type="checkbox"/> 市区町村の特徴・特性、能力や状況を把握できている	○
5	子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	B
	<input type="checkbox"/> 送致を行うかを判断するための基準等（アセスメントツール等）が明確になっている	△
	<input type="checkbox"/> 送致を行う場合に、子どもや保護者等への説明や意向確認等が行われている	○
	<input type="checkbox"/> 送致にあたり必要な情報提供、報告などの手続きが行われている	○
	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、未成年後見人の請求を行っている	○
6	児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	C
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて児童福祉審議会からの意見聴取のプロセスが設けられている	×
	<input type="checkbox"/> 児童福祉審議会からの意見と援助方針に整合性がある	×
7	子どもの最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	A
	<input type="checkbox"/> 家裁に対する家事審判の申し立ての必要性について、どのように判断しているか	○
	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、未成年後見人の請求を行っているか	○

【コメント】

援助方針は在宅支援を基本として検討している。保護者等へは相談内容や意見を確認し説明している。市町村へ送致を判断する基準は設定していない。児童福祉審議会への意見聴取は行っていない。また、必要に応じて家庭裁判所に対する審判の申し立てや未成年後見人の請求を行っている。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○援助方針の策定

評価

【評価項目25】 援助方針の内容は適切か		A
1	援助方針として定めるべき事項が記載されている	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針として定めるべき事項が網羅されている	○
	<input type="checkbox"/> 短期的及び長期的な視点が盛り込まれている	○
	援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
2	援助方針として必要な視点が盛り込まれている	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針として必要な視点が盛り込まれているか	○
	<input type="checkbox"/> 短期的及び長期的な視点が盛り込まれているか	○
	<input type="checkbox"/> その視点、内容は妥当なものか	○
3	援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	A
	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携を行う理由は妥当か	○
	<input type="checkbox"/> 連携先の状況を考慮したうえで役割分担等が決められているか（一方的になっていないか）	○
4	援助方針の策定・決定が適切に行われている	A
	<input type="checkbox"/> 主担当者が作成した援助方針について、上司等が確認し、必要な修正等を行うプロセスがあるか	○
	<input type="checkbox"/> 所長の決裁印があるか	○
【コメント】 援助方針は、担当児童福祉司が作成し所内協議により必要な修正を加えたうえで決定している。援助方針は、児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえたものとなるよう総合的に判断している。		

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○援助方針の策定

		評価
【評価項目26】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか		B
1	市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	B
	<input type="checkbox"/> 委託や送致の決定前に、市区町村との協議を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 援助方針について、市区町村に決定前に委託の理由等を説明し、意見を確認している（合意を含む）	△
	<input type="checkbox"/> 市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している	△
	<input type="checkbox"/> その内容は援助方針に反映されている	○
【コメント】 市町村への送致にあたっては、要対協への情報提供を含め協議を行っている。送致については市町村により理解や対応が異なる実情がある。		

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○在宅指導

		評価
【評価項目27】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか		A
1	在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	A
	<input type="checkbox"/> 「見守り」等の曖昧な表現ではなく、「いつ」「誰が」「何をするか」等の役割が明確となっている	○
	<input type="checkbox"/> 指導対象と目的に応じた効果的な方法が選択されている (継続指導、指導措置、指導委託措置、保護者指導勧告制度を使い分けているか)	○
2	子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	A

<input type="checkbox"/> 在宅指導計画について子どもに説明し、支援・指導が行われている	○
<input type="checkbox"/> 担当以外の職員や専門職、関係機関との連携が柔軟に行われている	○
<input type="checkbox"/> 支援・指導の結果を踏まえ、在宅指導計画を見直す仕組みがある	○
3 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	A
<input type="checkbox"/> 複数の関係機関が関与するケースで、児童相談所としての機能を活用している	○
【コメント】 在宅指導計画は、会議にて確認を行い他職員からの意見も聞かれる。在宅指導については、子どもと保護者へ通知し指導の内容を説明している。連絡調整は、要対協事務局が中心となるよう助言している。	

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○進行管理・援助方針等の見直し

	評価
【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	B
1 組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	B
<input type="checkbox"/> ケースの状況変化等を把握するためのマニュアルが策定されている	×
<input type="checkbox"/> 把握した状況に応じ、対応が行われている	○
<input type="checkbox"/> ケースについて、児童相談所内で共有・管理されている	○
2 養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	A
<input type="checkbox"/> 生活環境に大きな変化があった場合に、再アセスメントが行われている	○
<input type="checkbox"/> 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しが行われている	○
【コメント】 ケースの進行管理は、様子を見ながら必要に応じて適切に行うよう努めている。生活環境等に変化があった場合、再アセスメントと援助方針の見直しが行われる。	

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○進行管理・援助方針等の見直し

	評価
【評価項目29】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
1 一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	A
<input type="checkbox"/> 一時保護中の子どもについて、市区町村に対する状況報告をしている	○
<input type="checkbox"/> 一時保護後、市区町村に対して状況の説明が行われている	○
<input type="checkbox"/> 市区町村との情報共有は、適切に行われている	○
【コメント】 一時保護の情報は、必要に応じて市町村に対して情報共有を行っている。	

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○管轄する児童相談所の変更

	評価
【評価項目30】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
1 居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	A
<input type="checkbox"/> 居所と住所が異なる場合に管轄する児童相談所を、どのように判断しているか	○
<input type="checkbox"/> 管轄する児童相談所の役割は明確になっている	○
2 「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている	A

<input type="checkbox"/> 「移管」と「情報提供」のマニュアルが策定されている	○
<input type="checkbox"/> 「移管」と「情報提供」のマニュアルの見直しが行われている	○
【コメント】	
居所と住所が異なる場合は、居住実態を考慮して管轄及び対応について判断している。全国児童相談所長会申し合わせ事項（ケース移管ルール）により対応している。	

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○管轄する児童相談所の変更

評価

【評価項目31】「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか

A

1 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	A
<input type="checkbox"/> 「情報提供」または「ケース移管」を行うためのマニュアルが策定されている	○
<input type="checkbox"/> 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
<input type="checkbox"/> 相手先の児童相談所の意見・意向等が援助方針に反映されている	○
2 移管までの援助が適切に行われている	A
<input type="checkbox"/> 引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導もしくは継続指導等が行われている	○
<input type="checkbox"/> 移管を見据えた指導が行われている	○
<input type="checkbox"/> 相手先の児童相談所から依頼があった場合には、追加で情報収集等を行っている	○
<input type="checkbox"/> 文書による情報提供を行っている	○
3 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	A
<input type="checkbox"/> 緊急性が高い場合には、対面による引継ぎを行っている	○
<input type="checkbox"/> 転居が確認されてから、1か月以内にケース移管を完了している	○
<input type="checkbox"/> ケース移管完了後も、移管先の支援体制が安定するまでの間状況確認等を行っている	○
<input type="checkbox"/> 「情報提供」または「ケース移管」を行うためのマニュアルの見直しが行われている	○
【コメント】	
「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きについては、全国児童相談所長会申し合わせ事項（ケース移管ルール）により対応している。	

第三部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○管轄する児童相談所の変更

評価

【評価項目32】「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか

A

1 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	A
<input type="checkbox"/> 「情報提供」または「ケース移管」を受けるためのマニュアルが策定されている	○
<input type="checkbox"/> 受付時には、緊急受理会議を開催し、緊急性を判断している	○
<input type="checkbox"/> 緊急性の判断や支援のための情報がそろっているかを確認し、不足する情報について移管先の児童相談所等に速やかに確認している	○
2 移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	A
<input type="checkbox"/> 移管元の児童相談所が行っていた援助方針が速やかに継続されている	○
3 移管手続き完了後1か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	A
<input type="checkbox"/> 移管手続き完了後1か月経過時に、新たな環境下での家庭状況等のアセスメントを行っている	△
<input type="checkbox"/> アセスメントに基づき、援助方針の見直しが行われている	○

4	移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	A
	<input type="checkbox"/> 緊急性が高い場合には、対面による引継ぎを行っている	○
	<input type="checkbox"/> 転居が確認されてから、1か月以内にケース移管を完了している	○
	<input type="checkbox"/> ケース移管完了後も、支援体制等が安定するまでの間、移管元の児童相談所に状況の報告等を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 「情報提供」または「ケース移管」を受けるためのマニュアルの見直しが行われている	
【コメント】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続は、全国児童相談所長会申し合わせ事項（ケース移管ルール）により対応が行われる。		

第IV部 社会的養護を必要とする子どもへの支援

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○援助方針の策定に関する調整

【評価項目33】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか

		評価
1	家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	A
	<input type="checkbox"/> 家庭での養育が困難な子どもの援助についてのマニュアルが策定されている	×
	<input type="checkbox"/> 家庭養護が優先的に検討されている	○
2	措置先である施設・里親等の選定は適切に行われている	A
	<input type="checkbox"/> 措置先の特徴・特性、能力や状況を把握できている	○
	<input type="checkbox"/> 子どもや保護者等の意向を踏まえて選定されている	○
3	措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	A
	<input type="checkbox"/> 措置先の決定にあたり、措置先の市区町村や関係機関とどのような調整等を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 調整すべき先へのタイミングや必要な調整が行われている	○
	<input type="checkbox"/> 家庭での養育が困難な子どもの援助についてのマニュアルの見直しが行われている	×
【コメント】 家庭での養育が困難な子どもについては、家庭養護を優先に援助方針会議にて検討している。また、子どもの意向を優先しながらも、施設・里親側の支援要件も考慮し適切に検討している。必要に応じて関係機関とも連携を図っている。		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○援助方針の策定に関する調整

【評価項目34】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか

		評価
1	里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 里親や施設等、他機関に措置するケースについて、措置先とどのようなやりとりをしている	○
	<input type="checkbox"/> 援助方針において、他機関からの意見等が確認できる	○
2	里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	A
	<input type="checkbox"/> 里親や施設等に対してどのような情報が提供されている	○
	<input type="checkbox"/> 里親や施設等を訪問して直接説明をするなど、情報が確実に伝わるよう工夫されている	○

【コメント】

里親委託や施設への措置の開始時には、必要な情報や当初の援助方針を伝え協議をしている。

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○援助方針の策定に関する調整

評価

【評価項目35】措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか

A

1 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている

A

里親や施設等への措置開始に向けて適切に説明を行っている

○

里親や施設等への措置開始に向けて施設見学等適切に援助を行っている

○

2 施設職員や里親以外の医療機関の医師等と適切に連携している

A

子どもと支援者との関係性が構築されるまでフォローしている

○

【コメント】

措置開始や変更時には、担当する児童福祉司と児童心理司で相談しながら、子どもと施設の見学をするなどして十分に話し合い、新しい環境への心理的な負担の軽減に努めている。

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助

評価

【評価項目36】里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）

S

1 子どもや支援の状況を定期的に把握している

S

措置直後の、子どもの生活・支援のためのマニュアルが策定されている

×

訪問時には、子どもと面接し、子どもの意向を聴いている

○

施設等に適切な頻度で訪問している

○

2 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている

S

里親や施設等での支援内容等を把握できている

○

里親や施設等からの相談等に対して、必要な指導・助言等を行っている

○

子どもの状況について、児童相談所内で共有している

○

3 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している

A

措置先から意見等が述べやすい工夫をしている

○

措置先からの意見等に基づき、援助方針等の見直しが行われている

○

措置直後の、子どもの生活・支援のためのマニュアルの見直しが行われている

×

【コメント】

令和2年度から里親・施設課が設置され、入所後、概ね3ヶ月経過したころから担当児童福祉司から里親・施設課にケースが移行される。その後は、定期および必要に応じて、施設、里親を訪問し意見交換や助言を行っている。

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助

評価

【評価項目37】援助方針の見直しが適切に行われているか

A

1 定期的に援助方針の見直しを行っている

A

<input type="checkbox"/> 援助方針を見直すためのマニュアルが策定されている	×
<input type="checkbox"/> 援助方針は、3～4か月に2回程度再検討が行われている	×
<input type="checkbox"/> 施設入所中の子どもについては、家庭養護への移行に向けた検討が行われている	○
<input type="checkbox"/> 代替養育（里親や施設）の長期化している子どもがいないか、解消するための検討が行われている	○
<input type="checkbox"/> 援助方針の見直しにあたり、子どもや保護者の意向を聴いている	○
2 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	A
<input type="checkbox"/> 再アセスメントの結果を踏まえ、子どもや保護者等の状況変化の有無や内容についての確認がされている	○
<input type="checkbox"/> 状況変化の内容を踏まえた援助方針の見直しが行われている	○
<input type="checkbox"/> 援助方針を見直すためのマニュアルの見直しが行われている	○
【コメント】 里親・施設との定期的なケースカンファレンスを行い、援助方針を検討している。	

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助

	評価
【評価項目38】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	A
1 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	A
<input type="checkbox"/> 自立支援計画について、必要な助言・指導ができるような関わり方をしている	○
2 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	A
<input type="checkbox"/> 自立支援計画について、3～4か月に1回程度モニタリングが行われている	○
<input type="checkbox"/> モニタリングの結果、見直しが必要と考えられる場合には、施設等に対して必要な助言・指導等を行っている	○
<input type="checkbox"/> 施設入所中の子どもについては、家庭養護への移行を検討している	○
【コメント】 自立支援計画表が施設から提出され、必要な助言や指導を行っている。	

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助

	評価
【評価項目39】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	
1 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限している	
<input type="checkbox"/> 面会・通信制限が子どもに及ぼす功罪について検討している	
2 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	
<input type="checkbox"/> 保護者に対し弁明の機会をつくったうえで判断している	
3 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	
<input type="checkbox"/> 面会・通信制限の解除にあたって、子どもの意見を聴いている	
<input type="checkbox"/> 面会・通信制限の解除にあたって、保護者へ説明し理解を得ている	
<input type="checkbox"/> 里親や施設等との協議のうえで、面会・通信制限を解除している	
4 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	
<input type="checkbox"/> 必要な関係機関との情報共有や連携体制が確保されている	
【コメント】 事例がないために評価の対象外とする。	

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助

評価

【評価項目40】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応しているか

B

1	子どもからの入所施設等に対する苦情や不満等が聞かれた場合に必要に対応を行っている	B
	<input type="checkbox"/> 子どもから苦情や不満等があった場合の対応マニュアルが策定されている	×
	<input type="checkbox"/> 子どもが苦情や不満等を言いやすいよう工夫をしている	○
	<input type="checkbox"/> 指導・支援、報告することにより、子どもに不利益が発生しないよう配慮されている	○
2	里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 双方の主張等を確認している	○
	<input type="checkbox"/> 調整の結果について、その理由を含めて説明している	○
3	里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要に対応を行っている	
	<input type="checkbox"/> 通告や届出を受理した場合には、速やかに施設や里親等を所管する自治体への通知を行っている	
	<input type="checkbox"/> 状況に応じ、速やかに一時保護等の対応を行っている	
	<input type="checkbox"/> 子どもから苦情や不満等があった場合の対応マニュアルの見直しが行われている	
<p>【コメント】</p> <p>里親や施設において、子どもからの苦情や不満等があった場合、児童相談所が介入し、子どもの意見を聴いて対応している。虐待等が疑われる場合には、施設内虐待として県庁児童家庭課が対応し、児童相談所も協力して子どもの支援など対応する。施設内虐待の対応は本庁が行っていることから、3は評価の対象外とする。</p>		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

評価

【評価項目41】 一時帰宅における対応が適切に行われているか

A

1	一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 一時帰宅の可否を判断するマニュアルが策定されている	×
	<input type="checkbox"/> 施設等を含めて、アセスメント及び判断を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 一時帰宅にあたり、市区町村等の関係機関に対して事前に情報を提供している	○
	<input type="checkbox"/> 一時帰宅が難しいと判断したケースについて、子どもや保護者に対してその理由を説明している	○
	<input type="checkbox"/> 一時帰宅をした子どもの意見、希望を聴取している	○
2	他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	
	<input type="checkbox"/> 双方の児童相談所で一時帰宅の可否について協議を行っている	
	<input type="checkbox"/> 一時帰宅中の対応について、役割分担等が明確になっている	
	<input type="checkbox"/> 予定通りに戻ってきているか等、一時帰宅後の状況を確認・共有している	
	<input type="checkbox"/> 一時帰宅の可否を判断するマニュアルの見直しが行われている	
<p>【コメント】</p> <p>一時帰宅においては、施設等のアセスメントと必要に応じて市町村や関係機関と情報共有している。一時帰宅後は、家庭や子どもの意見を聴いている。2は事例がないために評価の対象外とする。</p>		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		評価
【評価項目42】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか		A
1 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている		A
<input type="checkbox"/> 措置や指導等の終結の判断についてのマニュアルが策定されている		×
<input type="checkbox"/> 要対協における個別ケース検討会議等において、一時保護や施設入所中の子どもの家庭復帰の適否や復帰後の支援等についての検討が行われている		○
2 措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている		A
<input type="checkbox"/> 措置や指導等の終結を判断するために、里親や施設等の意見を確認している		○
<input type="checkbox"/> 措置や指導等の終結を判断するために、子どもや保護者の意向を確認している		○
3 措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している		A
<input type="checkbox"/> 措置の解除等については、援助方針会議にて検討されている		○
<input type="checkbox"/> 家庭復帰の適否を判断するための確認事項等が明確になっている		○
4 措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている		A
<input type="checkbox"/> 措置や指導等の終結理由が明確になっている		○
<input type="checkbox"/> その理由について、里親や施設、子どもや保護者に対して説明している		○
<input type="checkbox"/> 措置や指導等の終結の判断についてのマニュアルの見直しが行われている		○
【コメント】 家庭復帰の場合は、必ず関係機関と事前協議を実施している。措置解除等については、判定会議を実施後、援助方針会議で検討している。		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		評価
【評価項目43】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか		A
1 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している		A
<input type="checkbox"/> 措置解除等の検討段階で、措置解除後の支援についても検討している		○
<input type="checkbox"/> 措置解除後に必要となる支援について、里親や施設等の意見を聴いている		○
<input type="checkbox"/> 子どもにとって負担のない段階的な移行となるよう、配慮されている		○
<input type="checkbox"/> 措置解除後の支援について、「誰が」「何を行うか」が明確になっている		○
<input type="checkbox"/> 役割分担にあたり、要対協で調整する場合に必要な助言等を行っている		○
【コメント】 措置解除後の援助は、誰がいつまで、どのように行うのかを、役割分担を含めて明確に定めている。		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		評価
【評価項目44】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか		A
1 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている		A
<input type="checkbox"/> 措置解除についての対応マニュアルが策定されている		×
<input type="checkbox"/> 措置解除時に、虐待の再発の可能性や課題、継続的に確認すべき事項が確認されている		○
<input type="checkbox"/> 虐待の再発リスクが高いと判断された場合に、迅速に対応できている		○

2	子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 措置解除の一定期間、家庭訪問等を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 子どもと面会を行う等、生活や精神面の状況の把握ができています	○
3	子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援を受けられるようにしている	A
	<input type="checkbox"/> 在所期間の延長にあたり、子どもや保護者の意向を確認できている	○
	<input type="checkbox"/> 在所期間延長後の生活の見通し等についても検討している	○
	<input type="checkbox"/> 措置解除についての対応マニュアルの見直しが行われている	×
<p>【コメント】</p> <p>入所措置や一時保護の解除及び解除後の子どもの支援は、計画的かつ適切に行われている。措置解除後は里親・施設課が一定期間、家庭訪問等を行い状況を把握している。在所期間の延長については、事前に子どもや保護者の意向を必ず確認し、延長後の支援も検討している。</p>		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○児童自立生活援助等

		評価
【評価項目45】子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか		A
1	児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	A
	<input type="checkbox"/> 児童自立生活援助対象の子どもに対し、児童自立生活援助について説明している	○
	<input type="checkbox"/> 児童自立生活援助の利用について、援助方針会議にて決定されている	○
2	児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	A
	<input type="checkbox"/> 児童自立生活援助開始後に、子どもや自立援助ホームとかがわっている	○
	<input type="checkbox"/> 子どもへの支援方針について、自立援助ホームと検討している	○
3	児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 児童自立生活援助の解除にあたり、子どもの意向や、自立援助ホームの意見等を確認している	○
	<input type="checkbox"/> 子どもの状況について、定期的に報告を受けている	○
	<input type="checkbox"/> 解除後の支援について説明をしている	○
<p>【コメント】</p> <p>児童自立援助事業を利用する子どもへの支援は適切に行っている。</p>		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○児童自立生活援助等

		評価
【評価項目46】18歳以上の未成年に対しても、必要な支援等を行っているか		A
1	18歳以上の未成年に関し、必要な支援等を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 18歳以上の未成年について、必要に応じてかかわっている	○
	<input type="checkbox"/> 保護者による虐待やつきまといなどの不当な介入に対し、親権喪失等の審判の請求など、必要な支援を検討している	○
	<input type="checkbox"/> 支援を必要とする18歳以上の未成年について、児童相談所としてどのような対応・工夫を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、社会的養護自立支援事業を活用するなど、必要な支援を受けられるようにしている	○
<p>【コメント】</p> <p>18歳以上の者に対しても必要に応じて可能な限りの支援等を行っている。</p>		

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		評価
【評価項目47】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか		A
1 家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる		A
<input type="checkbox"/> 里親等委託調整員を配置している		○
<input type="checkbox"/> 里親委託等推進委員会を設置している		○
<input type="checkbox"/> フォスタリング機関や社会的養護施設の里親支援専門相談員等との連携を図っている (役割分担等が明確になっているか、協働した取り組みが行われているか)		○
<input type="checkbox"/> 里親支援を効果的に行うために適切な体制を整えている		○
2 里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている		A
<input type="checkbox"/> 里親制度の理解促進や登録里親数の増加のために取り組みを行っている		○
<input type="checkbox"/> 登録里親数は増加している		○
3 里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている		A
<input type="checkbox"/> 里親希望者に対して研修を行っている		○
<input type="checkbox"/> 委託した里親の数は増えている		○
<input type="checkbox"/> 専門里親数は増えている		○
4 里親の登録・認定の判断・名簿管理を適切に行っている		A
<input type="checkbox"/> 里親及び登録里親の名簿について、適宜更新が行われている		○
<input type="checkbox"/> 委託先とする里親の選定等に必要な情報が記載されている		○
<input type="checkbox"/> 里親の選定等をスムーズに行うためにどのような工夫をしているか		○
【コメント】 家庭養護を推進するために県がフォスタリング機関に業務の多くを委託している。施設・里親課がフォスタリング機関と連携して里親制度の理解や里親登録の推進に取り組んでいる。		

第Ⅴ部 社会的養育の推進 ○里親相談への対応・家庭養護の推進		評価
【評価項目48】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか		A
1 里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている		A
<input type="checkbox"/> 里親の希望者等への対応マニュアルが策定されている		○
<input type="checkbox"/> 里親希望者について、どのような調査を行っているか		○
<input type="checkbox"/> 認定不可の場合に、里親希望者にはその理由を含めて説明している		○
<input type="checkbox"/> 認定された里親希望者について、里親委託に向けてどのような対応を行っているか		○
【コメント】 業務委託しているフォスタリング機関と協働して必要な調査や認定等を行っている。		

第Ⅴ部 社会的養育の推進 ○里親相談への対応・家庭養護の推進		評価
【評価項目49】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか		A
1 養子縁組の適切性について十分に判断している		A
<input type="checkbox"/> 養子縁組についての対応マニュアルが策定されている		×

<input type="checkbox"/> 養子縁組の判断にあたり、子どもにとっての最善の利益とは何かの検討が行われている (養子縁組とする判断理由に、「子どもにとっての最善の利益」の視点があるか)	○
<input type="checkbox"/> 養子縁組前に、6か月以上の里親としての養育期間を設けている	○
2 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている	A
<input type="checkbox"/> 子どもや実親等から、どのように同意を得ているか	○
<input type="checkbox"/> 養子縁組を行う理由等について十分に説明している	○
<input type="checkbox"/> 養子縁組の同意については、段階的に(各段階において)同意を得ている	○
3. 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	A
<input type="checkbox"/> 養子縁組希望者に対し、説明すべき事項が明確になっている(文書があるか)	○
4. 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	A
<input type="checkbox"/> 申し立て手続きの方法や調査等のプロセスについて説明を行っている	○
<input type="checkbox"/> 複数の都道府県にまたがる場合には、児童相談所間でどのようなやりとりを行っているか	○
<input type="checkbox"/> 必要に応じ、未成年後見人選任の手続きをとっている	○
<input type="checkbox"/> 養子縁組の成立に向けて、養親希望者や実親に対してどのような支援を行っているか	○
<input type="checkbox"/> 養子縁組についての対応マニュアルの見直しが行われている	×
【コメント】 養子縁組の相談があった場合には、子どもや実親の気持ちを尊重しながら相談を進め、申し立ての支援など必要な支援を行う。マニュアルはない。	

第V部 社会的養育の推進 ○里親相談への対応・家庭養護の推進

評価

【評価項目50】 養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っている

1 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	
<input type="checkbox"/> 措置解除時に、虐待の再発の可能性や課題、継続的に確認すべき事項が確認されている	
<input type="checkbox"/> 虐待の再発リスクが高いと判断された場合に、迅速に対応できている	
【コメント】 事例がないため評価の対象外とする。	

第V部 社会的養育の推進 ○里親相談への対応・家庭養護の推進

評価

【評価項目51】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要支援を行っているか

1 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう日頃から必要な連携等を行っている	
<input type="checkbox"/> 民間あっせん機関による養子縁組についての対応マニュアルが策定されている	
<input type="checkbox"/> 養親希望者に対する研修など、民間あっせん機関に対する協力を行っている	
2 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている	
<input type="checkbox"/> 民間あっせん機関が養子縁組した子どもとのかかわりはある	
<input type="checkbox"/> 子どもとのかかわるにあたり、民間あっせん機関とどのような調整等を行っているか	
3 民間あっせん機関が事業を廃止しようとした場合に必要に対応を行っている	
<input type="checkbox"/> 民間あっせん機関が事業廃止をした場合に、児童相談所が対応すべきことは明確になっている	
<input type="checkbox"/> 実際の事業廃止の例がある場合、かかわっていた子どもや養親、医療機関等への対応はどのような対応をおこなったか	
<input type="checkbox"/> 民間あっせん機関による養子縁組についての対応マニュアルの見直しが行われている	

【コメント】 事例がないため評価の対象外とする。

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

評価

【評価項目52】 保護者への向き合い方は適切であるか

A

1 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている

A

保護者との関わりについてのマニュアルが策定されている

×

保護者との面接でどのような配慮・工夫がされているか

○

子どもに対する保護者の行為について、なぜそのような行為となるのか背景を配慮して対応している

○

保護者が児童相談所に何を期待しているかを十分に把握している

○

全職員が同じレベルで対応できるよう組織的な取り組みをしている

○

【コメント】

保護者の関りについては、保護者自身の理解に努め、工夫して対応している。対応方法についてのマニュアルはない。児童福祉司任用研修において学習する。

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援 ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

評価

【評価項目53】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っている

A

1 保護者に対して必要な説明を適切に行っている

A

保護者に対し、児童相談所のアセスメントや判断、援助方針について説明している

○

支援者（里親・施設を含む）や委託・措置後の生活等に関する説明を行っている

○

保護者に対して何をを用いてどのように説明しているか

○

保護者が意向や意見を話しやすくするための配慮を行っている

○

聴取した意見がわかる記録がある

○

【コメント】

保護者の理解につとめ、理解を促す方法を工夫し、保護者が意向や意見を話しやすいよう配慮して対応している。

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援 ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

評価

【評価項目54】 保護者の理解・同意を得られるよう努めている

B

1 必要な場面において、保護者の理解・同意を得よう努めている

A

適切な説明により保護者の理解・同意を得よう努めている

○

外国ルーツの保護者について、文化的背景や宗教の違い等の配慮をしている

○

2 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている

C

保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合に、児童福祉審議会の意見聴取を行っている

×

【コメント】

必要な場面においては保護者の理解が得られるようにしている。外国ルーツや文化的背景や宗教の違いなどのある保護者には配慮している。保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合等については、有識者事例検討専門委員会により検討を行っている。

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援 ○保護者に対する指導・支援		評価
【評価項目55】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われている		B
1 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している		B
<input type="checkbox"/> 在宅指導計画の対応マニュアルが策定されている		×
<input type="checkbox"/> 担当以外の職員や専門職、関係機関との連携が柔軟に行われている		○
<input type="checkbox"/> 支援・指導の結果を踏まえ、在宅指導計画は必要に応じて見直されている		○
2 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている		A
<input type="checkbox"/> 保護者が指導・勧告に従わない場合、子どもの心身の安全や適切な養育環境を確保する必要がある場合には、一時保護等の必要な措置を講じている		○
<input type="checkbox"/> 在宅指導計画の対応マニュアルの見直しが行われている		×
【コメント】 保護者に対する在宅指導についてのマニュアルはないが、計画に基づき適切に支援をしている。		

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援 ○保護者に対する指導・支援		評価
【評価項目56】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っている		B
1 親子の再構築に向けた支援計画を作成している		B
<input type="checkbox"/> 親子の再構築に向けた対応マニュアルが策定されている		○
<input type="checkbox"/> 親子の再構築に向けたプランニングが行われている		○
<input type="checkbox"/> プランの内容は、「いつ」「誰が」「何をするか」が具体的になっている		○
<input type="checkbox"/> 指導・支援の効果検証が行われ、必要な見直しが行われている		○
<input type="checkbox"/> 親子の再構築に向けた対応マニュアルの見直しが行われている		×
【コメント】 福岡県「親子の絆再生事業」で親子の再構築にむけた支援等が具体的に示されている。しかし、親子の再構築に向けた対応マニュアルの見直し行われていない。		

第VII部 市区町村や関係機関との連携

第VII部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築		評価
【評価項目57】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか		B
1 市区町村・警察や医療機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている		B
<input type="checkbox"/> 役割分担や連携方法等についてのマニュアルが策定されている		×
<input type="checkbox"/> マニュアル等はいつでも確認できるようになっている（使われているか）		×
<input type="checkbox"/> 実態に応じ、役割や連携の見直しが行われている		○
<input type="checkbox"/> 見直した内容がマニュアル等に反映できている		×
<input type="checkbox"/> 役割分担や連携方法等についてのマニュアルの見直しが行われている		×
【コメント】 関係機関との役割分担や連携は、ケースに応じてその都度行われている。また、管内警察署とは毎年会議を行い管轄地域の情報共有を行っている。市町村については必要に応じて連携しており、特にマニュアルはない。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築		評価
【評価項目58】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか		B
1 職役割分担や連携方法等について協議を行っている		A
<input type="checkbox"/> 児童相談所と市区町村間で、ケース検討以外の協議の場がある		○
<input type="checkbox"/> 市区町村との協議に対して、児童相談所は主体的・積極的に関わっている		○
<input type="checkbox"/> 協議の結果が実際の取り組み等に反映されている		○
2 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている		B
<input type="checkbox"/> 相互の役割や機能、限界に関する理解を深める機会を設けている		△
【コメント】 要対協の代表者会議、実務者会議、個別支援会議等で必要に応じて協議が行われる。市町村の規模や担当者の所管する業務等により対応に差があるものの、その背景を理解しながら連携強化を図っている。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援		評価
【評価項目59】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか		A
1 市区町村からの相談や事案送致について、迅速かつ適切に対応している		A
<input type="checkbox"/> 市区町村からの相談・依頼に対して、迅速かつ適切に対応できている		○
<input type="checkbox"/> 市区町村の望む対応が難しい場合に、その理由と市区町村として何をしたらよいかを具体的に説明している		○
<input type="checkbox"/> 勤務体制や職員によるムラをなくすための取り組みを行っている		○
【コメント】 市町村からの相談については、児童相談所の方針を踏まえて速やかに対応している。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援		評価
【評価項目60】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか		A
1 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている		A
<input type="checkbox"/> 専門的な知識や技術に関する支援が行われている		○
<input type="checkbox"/> 心理職、弁護士、医師などどのように関わっているか		○
<input type="checkbox"/> 全職員が、児童相談所の役割・機能を理解できている		○
<input type="checkbox"/> 市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している		○
【コメント】 児童相談所への派遣研修や児童福祉司任用後研修は市町村にも受講を勧奨している。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援		評価
【評価項目61】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか		B
1 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している		B
<input type="checkbox"/> 要対協の運営や支援についてのマニュアルが策定されている		×
<input type="checkbox"/> 要対協の実務者会議において、児童相談所はどのように関わっているか		△

<input type="checkbox"/> 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている	○
<input type="checkbox"/> 要対協の運営や支援についてのマニュアルの見直しが行われている	×
【コメント】 各市町村の要対協の運営や支援についてのマニュアルを児童相談所は策定していない。実務者会議には必ず参加するほか、必要な技術的助言を行っている。市町村により要対協の対応に差があるものの、その背景を理解しながら連携強化に努めている。	

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援

評価

【評価項目62】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか

A

1 適切な内容・頻度で研修を実施している	A
<input type="checkbox"/> 市区町村や要対協の職員を対象とした研修を実施している	○
<input type="checkbox"/> 研修のプログラムや実施方法等について、効果的なものとなるよう工夫している (市区町村や要対協の意見等を反映しているか、参加しやすい方法での開催など)	○
<input type="checkbox"/> 研修以外の資質向上の取り組みを行っている	○
【コメント】 児童相談所への派遣研修や児童福祉司任用研修には市町村にも受講を勧奨し、市町村職員の資質向上に関する取り組みを行っている。	

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○都道府県児童福祉審議会との連携

評価

【評価項目63】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いている

1 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している	
<input type="checkbox"/> 児童福祉審議会からの意見聴取が必要なケースが明確になっている	
<input type="checkbox"/> 児童福祉審議会に対して情報提供を行う際には、子どもや保護者等のプライバシーを配慮した内容、記載となっている	
<input type="checkbox"/> 他機関が作成した資料等を提出する場合には、当該機関の承諾が得られている	
<input type="checkbox"/> 児童福祉審議会に意見を求める場合には、子どもや保護者等に対してその旨を説明している	
<input type="checkbox"/> 児童福祉審議会からの意見について、子どもや保護者等に対してわかりやすく説明している	
【コメント】 児童福祉審議会からの意見聴取が必要なケースは明確になっているが、過去に利用していないため、評価の対象外とする。	

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○都道府県児童福祉審議会との連携

評価

【評価項目64】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか

1 児童福祉審議会に対して、必要な報告が行われている	
<input type="checkbox"/> 児童福祉審議会に対して報告が必要なケースが明確になっている	
<input type="checkbox"/> 該当するケースについて、児童福祉審議会に報告されている	
【コメント】 事例がないため評価の対象外とする。	

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○家庭、地域に対する援助に関する事項

評価

【評価項目65】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか

A

1 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画その実施に積極的に取り組んでいる	A
<input type="checkbox"/> 家庭や地域に対する援助において、児童相談所はどのようにかかわっているか	○
<input type="checkbox"/> 積極的な姿勢がみられる	○
2 ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	A
<input type="checkbox"/> ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭への支援における児童相談所の役割をどう認識しているか	○
<input type="checkbox"/> ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭への支援に、児童相談所はどのようにかかわっているか	○
3 巡回相談が適切に行われている	
<input type="checkbox"/> 巡回相談における児童相談所の役割をどう認識しているか	
<input type="checkbox"/> 巡回相談において、児童相談所はどのようにかかわっているか	
<input type="checkbox"/> 適切な判定が行われるよう、必要な体制が確保されている	
<input type="checkbox"/> 判定は遅滞なく行われ、結果について迅速に報告されている	
<input type="checkbox"/> 必要に応じ、その後の援助についても検討している	
4 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	A
<input type="checkbox"/> 児障害児支援における児童相談所の役割をどう認識しているか	○
<input type="checkbox"/> 障害児支援において、児童相談所はどのようにかかわっているか	○
【コメント】	
市町村に対しては、必要な助言やケースの支援を協働している。ひきこもりの子どもに対しては、相談に応じている。巡回相談は行っておらず評価外とする。	